

農薬を使用されるみなさんへ



平成15年3月10日から農薬に関する法律が改正され、農薬の使用にあたっての規制が強化されました。家庭菜園など自家用農産物の生産においても農薬を使用する場合には法規制の対象となります。

農薬を使用される場合は次の点に注意してください。

1. ラベルは農薬の顔。記載事項は要確認！

毒物・劇物は鍵のかかる保管庫へ保管！

用途は何か？

登録番号が無いものを農作物・農地に使用できません！

農薬登録されていない非農耕地用除草剤は農地には使用できません。

殺虫剤

農林水産省登録 第〇△□×号

○●◎◇◆□■△水和剤

成分：○●◎・・・20% 性状：白色粉末
 ◇■△・・・80%

適用害虫と使用方法

作物名	適用病虫害	希釈倍率 (倍)	散布量 (ℓ/10a)	使用時期	総使用回数	使用方法
キャベツ	アブラムシ類 コナガ,アオムシ	1000	150~ 300	7日	5回	散布
きゅうり	アブラムシ類 アザミウマ類	2000		前日	3回	

使用時の注意事項は全て容器に記載されています。使用前には注意事項などを必ずチェックしてください。

ここに記入されている作物にしか使用できません！

使用する際の濃度。これより濃い濃度で散布してはダメ！

栽培期間中にこの剤（成分）を使用できる回数

使用する
方法

防除が可能な病虫害、雑草名

散布可能な農薬の量

使用が可能な収穫前日数
(7日:収穫7日前まで使用可能)

2. 農薬の飛散には注意しましょう！
3. 防除記録は必ず記帳しましょう！